

八戸市公会堂・公民館ネーミングライツ・スポンサー募集要項

1 目的

市有施設を有効活用することにより新たな財源を確保し、文化事業の充実と施設の良好な維持管理を図るため、社会貢献活動及び企業広報の一環として八戸市公会堂・公民館へのネーミングライツ（命名権）を取得するスポンサー（以下「ネーミングライツ・スポンサー」という。）を募集します。

2 募集主体

八戸市

3 対象施設

名称 八戸市公会堂及び八戸市公民館
所在地 青森県八戸市内丸一丁目1番1号
※詳細は別添「施設の概要」のとおり

4 命名条件

八戸市公会堂・公民館に対し、企業名や商品名等を含めた呼称（以下「特定呼称」という。）を付けることができます。

- (1) 特定呼称は「ホール」を含むものとし、施設のイメージを損なうことなく、市民の理解が得られるようなものとします。
- (2) 施設の正式名称は変更しませんが、市は対外的に特定呼称を使用します。ただし、八戸市公民館ホールの呼称である「公会堂文化ホール」が定着していることから、施設の正式名称を併記させていただきます。
- (3) 次のいずれかに該当するものは、特定呼称として使用できません。
 - ア 公共性、公益性又は品位を損なうおそれのあるもの
 - イ 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
 - ウ 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
 - エ 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に関するもの
 - オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業に関するもの
 - カ その他八戸市公会堂・公民館の特定呼称として表示することが適当でないと市長が認めるもの
- (4) 利用者の混乱を避けるため、契約期間中の特定呼称の変更はできません。

5 希望契約条件

| 項目 | 条件 |
|--------|---|
| 希望契約金額 | 年額700万円以上（消費税及び地方消費税別） ※希望金額未満での応募も可能です。 |
| 希望契約期間 | 令和6年10月1日から令和11年9月30日まで5年間 |

6 特典等

| | 特典 | 内容 |
|---|-------------------------|---|
| 1 | 施設への特定呼称の表示 | 施設に特定呼称を表示できます。 ※詳細は別添「施設の概要」のとおり |
| 2 | 各種広報印刷物・ホームページ等での特定呼称使用 | 市の広報紙やホームページ等において、特定呼称決定お知らせや施設名の表示・記載の変更をします。(八戸市公会堂の行事予定表は毎月市の広報紙に掲載しています。) また、施設利用団体等へも特定呼称利用を働きかけます。 |
| 3 | 施設の優先使用 | 年3日以内で施設を無償で使用することができます。 |
| 4 | 商品等展示スペースの設置 | 施設にPRスペースを設けることができます。 |
| 5 | その他 | 契約期間終了後の継続に関しては、優先交渉権があります。 ※1～4以外のご希望については、協議の上決定とします。 |

7 特定呼称表示に伴う費用負担

施設名称看板及び案内看板の設置、変更、並びに契約期間満了後の原状回復に係る費用は、ネーミングライツ・スポンサーの負担となります。

8 申込者の条件

申込対象者は、次のいずれにも該当しない法人とします。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業を行うもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのある事業を行うもの
- (3) 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）第2条第3号に掲げるもの
- (4) 政治活動又は宗教活動を行うもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当する事業を行うもの
- (6) 直近1年分の法人税、法人事業税、法人住民税、固定資産税、消費税・地方消費税を現に滞納しているもの
- (7) その他、八戸市公会堂・公民館のネーミングライツ・スポンサーとなることが適当でないと市長が認めるもの

9 募集期間

令和6年2月1日（木）～令和6年5月7日（火）

10 応募時の提出書類

- (1) 申込書（別紙様式1）
- (2) 会社概要及び直近3か年の決算報告書
- (3) 登記事項証明書（商業登記簿謄本）
- (4) 直近1年分の法人税、法人事業税、法人住民税、固定資産税、消費税・地方消費税を滞納していないことを証する書面（写し可）
※八戸市に市税を納付している法人で市が市税の納付状況を確認することに同意する場合は、市税を滞納していないことを証する書面は不要（市税以外の書面は必要）
- (5) 誓約書（別紙様式2）
- (6) 役員等名簿（別紙様式3）
※役員等の役職、氏名（ふりがな）、生年月日、個人の住所が記載されていれば所定様式以外での提出も可

(7) 地域貢献や社会活動等の実績及び今後の計画等（別紙様式4）

11 応募方法

提出書類一式を、応募期間内に持参または郵送してください。

※郵送の場合は令和6年5月7日（火）必着

12 現場説明会

(1) 日時：令和6年3月15日（金） 午後2時～午後3時

(2) 場所：八戸市公会堂及び公民館

※ 参加を希望する団体は、3月13日（水）午後5時までに、申込先まで連絡をお願いします。

13 選定方法等

(1) 選定方法

市が設置する選定委員会において、応募金額、特定呼称案、申込者の業務内容等について総合的に判断し、選定します。

なお、申込者が一者のみの場合でも、選定委員会において審査します。

(2) 選定結果の通知

選定の結果は、全ての応募者に文書で通知するとともに、決定したネーミングライツ・スポンサーをホームページ等で発表します。

(3) 契約の締結

選定後、詳細を取り決め、速やかに契約を締結します。

(4) 特定呼称等表示図案の提出等

選定後、施設に掲出する本呼称並びに広告の表示図案及びその仕様を作成の上、令和6年8月上旬までに提出し、市の承認を受けてください。（詳細の日付は後日お知らせします。）

14 応募内容等の公開

応募内容及び選定結果等については、選定結果の通知後、八戸市情報公開条例に基づき公開することがあります。

15 ネーミングライツ料の支払時期

ネーミングライツ料の支払いは、毎年度、9月末日となります。

※令和6年度分は、令和6年10月31日（木）まで

16 申込・問合せ先

八戸市観光文化スポーツ部 文化創造推進課

〒031-0031 八戸市大字番町10番地4（八戸市美術館内）

電話 0178-43-9156

FAX 0178-38-0107

メール bunka@city.hachinohe.aomori.jp

施設の概要

1 施設概要

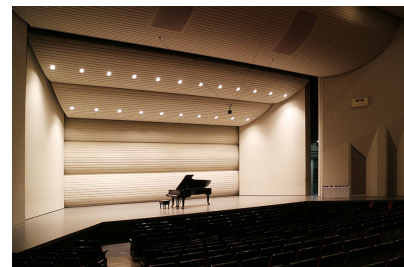
①八戸市公会堂

- (1) 名称 八戸市公会堂
- (2) 所在地 青森県八戸市内丸一丁目1番1号
- (3) 施設概要 竣工年月 昭和50年4月
建築面積 4,624㎡
延床面積 9,538㎡
建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、地下2階、地上4階
主要設備 大ホール、中ホール、舞台、楽屋、浴室、リハーサル室（大会議室）、小会議室、展示室、レストラン
- (4) 年間利用者数 109,940人（令和4年度実績）
※参考：コロナ前平成30年度実績 169,490人
- (5) 主な利用実績 各種コンサート、伝統芸能（歌舞伎等）公演、式典等
- (6) 管理運営 指定管理者 株式会社アート&コミュニティ
（平成31年4月1日から令和6年3月31日まで。以降5年間継続）



②八戸市公民館

- (1) 名称 八戸市公民館
- (2) 所在地 青森県八戸市内丸一丁目1番1号
- (3) 施設概要 竣工年月 昭和52年3月
建築面積 1,560㎡
延床面積 4,681㎡
建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、地下2階、地上3階
主要設備 ホール、舞台、楽屋、会議室1～4、和室1～2、講義室、調理室、展示室、展示ロビー
- (4) 年間利用者数 45,840人（令和4年度実績）
※参考：コロナ前平成30年度実績 85,290人
- (5) 主な利用実績 各種コンサート、講演、式典、学校教育行事等
- (6) 管理運営 指定管理者 株式会社アート&コミュニティ
（平成31年4月1日から令和6年3月31日まで。以降5年間継続）



2 特定呼称表示箇所等

特定呼称の表示箇所等については原則として以下のとおりとします。これ以外の表示を希望する場合は協議の上、市の承認が必要です。

- (1) 位 置 ①八戸市公会堂正面入口 ②八戸市公会堂正面入口脇
- (2) サ イ ズ ①②ともに60cm四方を一文字とし、横書き最大15文字程度
- (3) 表示方法 施設開館時間が22時までのため、夜間においても見えるよう発光タイプでの表示とする。

※表示箇所は下図のとおりですが、表示方法については協議により決定します。

①八戸市公会堂正面入口



②八戸市公会堂正面入口脇



※建物内企業名広告看板の設置箇所等につきましては、決定したネーミングライツ・スポンサーとの協議により決定します。

3 その他

(1) 特定呼称使用の制限等

ネーミングライツ・スポンサーと同種の事業を行う民間企業等が利用する際、当該企業が作成する案内等に特定呼称を使用しないことを認める場合があります。

(2) 施設外の案内表示等

施設外の案内表示（交通機関等における案内標識等）の設置・変更を希望する場合、市は関係機関との協議等必要な協力を行います。設置・変更に係る費用はネーミングライツ・スポンサーの負担とします。